

<戸籍訂正許可>

1 概要

戸籍の記載が法律上許されない場合、錯誤又は遺漏がある場合及び創設的届出が無効である場合に、戸籍の訂正をするには、家庭裁判所の許可が必要です。

創設的届出とは、婚姻、養子縁組等、届出によって法律上の効果を生じる届出のことです。

2 申立人（申立てができる人）

- ・当該戸籍の記載につき身分上又は財産上の利害関係を有する者
- ・当該戸籍の届出人
- ・当該戸籍に記載された本人

3 申立先

- ・訂正すべき戸籍のある地の家庭裁判所となります。
- ・訂正すべき戸籍のある地が東京都内の場合の申立先は、次のとおりです。

(訂正すべき戸籍のある地)	(申立先)
東京23区内、三宅村、御蔵島村、小笠原村	東京家庭裁判所（本庁）
八丈町、青ヶ島村	東京家庭裁判所八丈島出張所
大島町、利島村、新島村、神津島村	東京家庭裁判所伊豆大島出張所
上記以外の市町村（多摩地区）	東京家庭裁判所立川支部

訂正すべき戸籍のある地が東京都以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイト](#)の[裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

4 申立てに必要な費用

- ・収入印紙・・・訂正すべき原因ごとに 800 円
- ・連絡用の郵便切手・・・500 円×2 枚，82 円×6 枚，62 円×1 枚，20 円×1 枚，10 円×7 枚（合計 1,644 円分）

5 申立てに必要な書類

- ・申立書 1 通・・・【申立書】・【申立書記載例】を参照
- ・訂正する戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本 1 通
- ・訂正する戸籍に申立人が記載されていない場合には，申立人の利害関係を証する資料，申立人の戸籍謄本（全部事項証明書）等 1 通

※ 戸籍謄本等は 3 か月以内に発行されたものを提出してください。

※ 事案によっては，このほかの資料の提出をお願いすることがあります。

注 家事事件手続（調停，審判，調査等）においては，録音・録画・撮影は禁止されています。